

りそな企業年金研究所

りそな年金 F A X 情報



《厚生年金基金関連》

平成23年4月14日

東日本大震災の被災企業への社会保険料等免除に関する報道について

今回の東日本大震災により被害を受けられた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。
さて、本日（4月14日）の日本経済新聞1面に「震災被害企業 社会保険料1年免除」とする記事が掲載されており、この中で厚生年金保険料の取扱いについて「労使それぞれの負担を免除する」政府方針である旨が報道されています。
これに関して信託協会を通じ厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課の見解を確認いたしましたので、その内容についてご案内いたします。
また、ご参考として、平成7年の阪神・淡路大震災発生時に特別立法で手当てされた内容についてご案内いたします。

1. 4月14日付日本経済新聞記事に関する当局の見解

信託協会を通じ、以下の見解を確認しています。

- ・ 阪神・淡路大震災時と同程度の手当てを今回も行う予定であり、その中に免除保険料相当額の免除も含まれる。
- ・ 政省令の発出時期については、震災に対する特別立法のスケジュールに合わせるため、現時点では未定。
- ・ 免除保険料相当額を免除した基金についての財政手当てについては、検討中。

2. 阪神・淡路大震災発生時の特別立法における手当ての内容

- ・ 平成7年1月の阪神・淡路大震災発生時には、特別立法等により、以下の手当てが行われています。

①厚生年金保険の標準報酬の改定の特例

- ・ 特定被災地域に所在していた厚生年金保険の適用事業所が被災を受けたことにより、被保険者の平成7年1月から12月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、厚生年金保険の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて著しく低下した場合に、その月から厚生年金保険の標準報酬を改定することができることとされました。
- ・ 厚生年金基金の取扱いに関しても、上記に準じた取扱いが認められました。

②厚生年金保険の保険料の免除の特例

- ・ 特定被災地域に所在していた厚生年金保険の適用事業所が被災を受けたことにより、報酬の支払に著しい支障が生じている場合に、都道府県知事への申請により、最長で平成7年12月までの間の保険料（企業負担分・被保険者負担分の両方）の免除を受けることができることとされました。
- ・ 厚生年金基金の取扱いに関しては、上記により保険料の支払を免除された設立事業所の事業主から申し出があった場合に、免除保険料相当額の納付を免除できるとされました。

【ご参考：阪神・淡路大震災における特別立法等の抜粋】

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年3月1日法律第16号）抜粋

（厚生年金保険の標準報酬の改定の特例）

第五十三条 都道府県知事は、平成七年一月十七日において特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所（略）の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬（略）の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬を改定することができる。

2 以下略

（厚生年金保険の保険料の免除の特例）

第五十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の適用事業所の事業主から申請があった場合において、必要があると認めるときは、厚生年金保険法第八十二条第一項の規定にかかわらず、当該適用事業所が第二号に該当するに至った月から当該適用事業所が同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月）までの期間に納付すべき厚生年金保険の保険料（略）の額を免除することができる。

- 一 平成七年一月十七日において特定被災区域に所在していたこと（当該適用事業所が船舶であるときは、船舶所有者が同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと）。
- 二 当該適用事業所の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

2 以下略

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生省関係規定の施行等に関する政令（平成7年3月1日政令第四42号）抜粋

（厚生年金基金の標準給与の改定の方法の特例等）

第五条 法第五十三条第一項又は第二項の規定により厚生年金保険の標準報酬を改定された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員である場合においては、当該標準報酬を改定された月に係る当該加入員の標準給与（厚生年金保険法第二百二十九条第一項に規定する標準給与をいう。）の改定の方法については、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第十八条の規定にかかわらず、法第五十三条の規定の例によることができる。

2 基金は、法第五十四条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所（当該基金の設立事業所（厚生年金保険法第一百七十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）であるものに限る。）の事業主から申出があったときは、厚生年金保険法第三百二十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法第五十四条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された期間（次項において「保険料免除期間」という。）に納付すべき掛金（厚生年金保険法第三百三十八条第一項に規定する掛金をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める額を免除することができる。

- 一 当該厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用される当該基金の加入員が厚生年金保険法第二百二十九条第二項に規定する加入員以外の加入員である場合における当該加入員に係る掛金（次号に掲げるものを除く。） 当該加入員に係る免除保険料相当額（当該加入員の同法に規定する標準報酬月額に千分の三十五を乗じて得た額に相当する額をいう。）

二 以下略

以上